

写



答申第22号
平成26年7月2日

青森県公安委員会 殿

青森県情報公開・個人情報保護審査会
会長 石岡 隆司



青森県情報公開条例第17条第1項の規定による諮問について（答申）

平成25年10月25日付け青公委第137号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

公安委員会による苦情申し立て「不受理」事件に関する文書（その2）についての一部開示決定処分に対する審査請求についての諮問

別 紙

答 申

第1 審査会の結論

青森県警察本部長（以下「実施機関」という。）は、審査請求の対象となった一部開示決定処分において不開示とした部分のうち、原告作成のブログの名称並びに警部補以下の階級にある警察職員の性別及び身体的特徴については開示することが妥当である。

第2 記問事案の概要

1 行政文書開示請求

審査請求人は、平成25年4月5日、実施機関に対し、青森県情報公開条例（平成11年12月青森県条例第55号。以下「条例」という。）第5条の規定により、「被告を青森県とする青森県公安委員会による苦情申し立て「不受理」事件」事件番号 平成〇年(〇)第〇号に関する事項が分かるもの ただし、公安委員会定例会議資料については、当該事件該当頁（平成25年1月16日付青警本監第16号及び同年2月19日付青警本監第50号により開示された行政文書は除く）について、行政文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

(1) 実施機関は、本件開示請求に対して、次に掲げる行政文書を本件開示請求に係る行政文書として特定したが、本件開示請求に係る行政文書が大量であること等から、本件開示請求があった日から45日以内にそのすべてについて開示決定等をすることにより事務の執行に著しい支障が生ずるおそれがあるとして、条例第11条第6項の規定により、開示決定等の通知期間の延長を決定し、平成25年4月12日、審査請求人に通知した。

- ① 平成25年1月15日付け証拠説明書提出に係る起案及び乙号証
- ② 原告が提出した「苦情申し立て書」と題する書面（甲第3号証）
- ③ 平成25年2月19日付け準備書面1及び証拠説明書提出に係る起案及び乙号証
- ④ 平成25年2月25日付け証拠説明書提出に係る起案及び乙号証
- ⑤ 原告が提出した「準備書面1に対しての反論書」と題する書面
- ⑥ 原告が提出した「郵送された文書の返送について」と題する書面（甲第4号証）

- ⑦ 原告が提出した「郵送文書への回答について」と題する書面(甲第5号証)
- ⑧ 指定代理人の指定及び解除並びに青森県職員の併任及び解除の申請に係る起案

(2) 実施機関は、(1)の③に掲げる文書のうち次に掲げる文書について、却下を行い、平成25年5月1日、審査請求人に通知した。

- ア 被害届(乙4号証)
- イ 捜査報告書(現場見取図の作成について)(乙5号証)
- ウ 現場写真(乙6号証の1~23)

(3) 実施機関は、(1)の⑥から⑧までに掲げる文書について、一部開示決定を行い、平成25年5月1日、審査請求人に通知した。

(4) さらに、実施機関は、(1)の①から⑤までに掲げる文書(ただし、③の文書のうち(2)の却下を行った文書を除く。)について、条例第7条第3号に該当するとして、一部開示決定(以下「本件処分」という。)を行い、平成25年7月22日、審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、平成25年9月18日、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第5条の規定により、実施機関の上級行政庁である青森県公安委員会(以下「諮詢実施機関」という。)に対し、本件処分について審査請求(以下「本件審査請求」という。)を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

次に掲げる開示しない部分について開示することを求めるというものである。

- (1) 第2の2の(1)の①に掲げる文書
 - ①「原告作成のブログの名称及びブログの内容がわかる部分、原告作成のブログの写しの全部」
- (2) 第2の2の(1)の②に掲げる文書
 - ①「原告の住所又は居所がわかる情報(警察署名及び地名)」
 - ②「警部補以下の階級にある警察職員の性別及び身体的特徴」
- (3) 第2の2の(1)の③に掲げる文書
 - ①「原告作成のツイッターのハンドルネーム、原告作成のツイッターの内容がわか

る部分、原告作成のツイッターの写しの全部」

(4) 第2の2の(1)の④に掲げる文書

①「原告作成のブログの名称、原告作成のブログの内容がわかる部分、原告作成の
ブログの写しの全部」

(5) 第2の2の(1)の⑤に掲げる文書

- ①「原告の住所又は居所がわかる情報（警察署名及び地名）」
- ②「原告作成のブログの内容がわかる部分」
- ③「警部補以下の階級にある警察職員の性別」

2 審査請求の理由

審査請求人が主張している審査請求の理由は、審査請求書及び反論書によると、おむね次のとおりである。

(1) 条例第7条第3号但し書きイに該当するものであるため、開示せよ。

① 1の(1)、(3)、(4)及び(5)の②に掲げる部分

ア 実施機関が原告の許可なく特段の手続きを要せず取得できた「公にされている情報」である。インターネットWEB上の閲覧の制限がないサイトにおける原告作成のブログであり、ツイッターである。このように当該情報が、現に公衆が知り得る状態に置かれていれば足り、現に公知（周知）の事実である必要はない。

イ 裁判所に証拠として提出された時点で利害関係人に限定して閲覧等が認められている情報、請求目的により請求が制限されるような情報（戸籍法第10条第2項）及び過去の一定の期間に限って公表された情報であれば法的証拠として根拠がないことまたは裁判所に提出した時点から、過去の一定の期間に限って公表された情報ではない事は明らかである。

ウ 実施機関でも取得でき、既に自らが、公にしており、なんら個人の権利利益を害するものではない。それどころか、いわゆる炎上や拡散による利益を狙い、原告が作成したものであり、個人の権利利益を害しない。

エ 実施機関でも何人でも携帯電話等でインターネット検索でき、現在では「検索」は特別な手続きではなく、単なる作業である。Web上の名誉毀損による民事事件、犯罪予告による刑事事件等の発生より、インターネットサイトは閉じられた秘密の情報に該当しない事は明らかである。

② 1の(2)の①及び(5)の①に掲げる部分

「公にされている情報」である。警察署名及び地名は個人情報ではなく警察署名及び地名である。

(2) 条例第7条第3号但し書きハに該当するものであるため、開示せよ。

① 1の(2)の②及び(5)の③に掲げる部分

不開示となる情報は警察職員（警察法（昭和29年法律第162号）第34条第1項

又は第55条第1項に規定する職員をいう。) の氏名だけであり、性別及び身体的特徴に関する部分は不開示情報ではない。

第4 質問実施機関の説明要旨

質問実施機関が主張している本件処分の理由は、理由説明書及び意見書によると、おむね次のとおりである。

1 本件審査請求の対象となった行政文書について

本件開示請求を受けて特定した行政文書のうち本件審査請求の対象となった行政文書については、次のとおりである。

(1) 平成25年1月15日付け証拠説明書提出に係る起案及び乙号証

この文書は、本件対象訴訟に係る証拠説明書及び乙号証を青森地方裁判所へ提出するにあたって作成したものであり、証拠説明書及び乙号証が添付された文書である。

(2) 原告が提出した「苦情申し立て書」と題する書面(甲第3号証)

この文書は、本件対象訴訟において、原告が証拠として提出した書面である。

(3) 平成25年2月19日付け準備書面1及び証拠説明書提出に係る起案及び乙号証(ただし、被害届(乙4号証)、捜査報告書(乙5号証)、現場写真(乙6号証の1~23)を除く。)

この文書は、本件対象訴訟に係る準備書面、証拠説明書及び乙号証を青森地方裁判所へ提出するにあたって作成したものであり、準備書面、証拠説明書及び乙号証が添付されている文書である。

(4) 平成25年2月25日付け証拠説明書提出に係る起案及び乙号証

この文書は、本件対象訴訟に係る証拠説明書及び乙号証を青森地方裁判所へ提出するにあたって作成したものであり、証拠説明書及び乙号証が添付された文書である。

(5) 原告が提出した「準備書面1に対しての反論書」と題する書面

この文書は、本件対象訴訟において、原告が準備書面として提出したものである。

2 本件対象文書に記録された情報のうち本件審査請求の対象となった情報を一部不開示とした具体的理由

(1) 条例第7条第3号(個人情報)に該当するため不開示とした本件対象情報について

① 第3の1の(1)、(3)、(4)及び(5)の②に掲げる部分

ア 本件対象訴訟の原告のブログ及びツイッターは、匿名のユーザー名で開設されていたものである。

当該ブログ及びツイッターの写し（300枚余）には、原告の人生観、思想、信条、内心等個人の属性に関する情報が掲載されているほか、原告の行動場所、行動内容、原告の知人、家族等個人の私生活に関する情報などが含まれている。

当該ブログ及びツイッターの写しは、裁判所において保有されている文書であり、民事訴訟法に基づき閲覧することで当該ブログ及びツイッターの匿名性が無効となり、特定された個人の属性、私生活等の個人情報を知ることができることとなる。

イ 実施機関が、個人に関する情報が含まれている一個人のブログ等の写しを開示するということは、当該情報を、伝播性の強い「紙」で交付し得ることとなり、ブログ開設者のみならず、ブログに記載された情報から浮かび上がる特定の個人の権利利益を害するおそれがあるというべきである。

ウ 一個人のブログ等は、いわばインターネット上の日記のようなものであるが、行政機関等が広報目的で発信する情報とは、その目的、情報の内容の性質が明らかに異なり、匿名であっても、個人に関する情報が多く記録されていることなどから、特定の個人を識別することができる、又は、個人の権利利益を害するおそれがあることから、条例第7条第3号本文に該当するものである。

エ 一個人のブログ等の存在自体が一般的に広く知り得るものではないこと、ブログ開設者や投稿者による削除・訂正が容易であり、サービス事業者による凍結、削除等の措置が行われる場合もあるなど、書き込み内容が継続して同一であるとはいえないこと、ブログ等の閲覧制限を容易に設定できること、開設者自身が「特定の者だけが閲覧できるように設定した」と思っていたとしても、操作ミス、他人による意図的操作等により「全体に公開」の状態となっている場合もあり得ることなどから、ブログ等が単にインターネット上に存在することをもって安易に「公にされている」とするのは適切ではないと判断したものである。

オ 実施機関は、個人に関する情報が含まれている一個人の匿名のブログ等の写しを開示することにより、特定の個人が識別され、開設者の意思に関わらず、無関係の第三者により不利益な情報を付け加えられて拡散されたり、特定の個人が誹謗・中傷の対象とされて個人の権利利益が侵害されるようなことがあつてはならないことから、ブログ等の写しの内容が条例第7条第3号に該当し、同号ただし書イ、ロ、ハのいずれにも該当しないものと判断し、原処分を行つたものである。

② 第3の1の(2)の①及び(5)の①に掲げる部分

警察署名、地名及び法人名については、それだけでは特定の個人を識別できる情報ではない。

しかし、これらの情報が開示されると、原告の行動エリア、立ち寄り先等が判明し、概ね住所又は居所の絞り込みが可能となる。

そうすると、原告の知人等であって他の情報を有している者が当該情報と照合して、本件対象訴訟の原告を識別することができる。

また、これらの情報は、本件対象訴訟の裁判資料に記録されている情報であるため、裁判所において閲覧することができ、原告の氏名等を特定しようという特別の詮索意思を有する者であれば、ブログ等の記述や他の情報と組み合わせ、その立ち寄り先を調べるなど、原告の行動経緯等を洗い出すための大きな手がかりとなる情報である。

実施機関は、準備書面等に記録された原告の住所等を不開示としている以上、本件対象文書に記録されたこれらの情報についても、条例第7条第3号に該当し、同号ただし書イ、ロ、ハのいずれにも該当しないことから、原処分のとおり不開示としたものである。

③ 第3の1の(2)の②及び(5)の③に掲げる部分

条例第7条第3号ただし書ハの規定は「当該情報が公務員の職務の遂行に係る情報であるとき」を前提に規定されているものであって、警察職員の性別及び身体的特徴は、公務員の当該職務の遂行に係る情報ではない。

第5 審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方及び判断の対象範囲について

(1) 条例の基本的な考え方

条例は、県民の県政についての知る権利を尊重し、行政文書の開示を請求する権利につき定めたものであり（第1条）、条例では、「実施機関は、行政文書の開示を請求する権利が十分に尊重されるように、この条例を解釈し、及び運用しなければならない」と定められている（第3条）。

この趣旨から、当審査会は、「原則開示」の理念に立って条例を解釈し、本件処分において実施機関が不開示としたことが妥当か否かについて、諮問事案の内容に即し、個別、具体的に判断するものである。

(2) 判断の対象範囲

審査請求人は、審査請求書において、実施機関が本件処分において不開示とした部分のうち第3の1の(1)から(5)までに掲げる部分について開示することを求めていた。したがって、実施機関が本件処分において不開示とした部分のうち、第3の

1 の (1) から (5) までに掲げる部分以外の部分については、本件審査請求の対象としていないものと認められるので、当該部分については、当審査会の判断の対象としないものである。

2 本件審査請求の対象となった行政文書並びに不開示とした部分及びその理由について

(1) 本件処分に係る行政文書のうち、本件審査請求の対象となった行政文書（以下「本件行政文書」という。）は、次に掲げる文書である。

- ① 第4の1の(1)に掲げる文書（以下「本件行政文書1」という。）
- ② 第4の1の(2)に掲げる文書（以下「本件行政文書2」という。）
- ③ 第4の1の(3)に掲げる文書（以下「本件行政文書3」という。）
- ④ 第4の1の(4)に掲げる文書（以下「本件行政文書4」という。）
- ⑤ 第4の1の(5)に掲げる文書（以下「本件行政文書5」という。）

(2) 本件行政文書のうち、本件処分において実施機関が条例第7条第3号に該当するとして不開示とした部分及びその理由は、次のとおりである。

① 不開示とした部分

ア 次に掲げる部分（以下「本件情報1」という。）

(イ) 本件行政文書1の「原告作成のブログの名称及びブログの内容がわかる部分、原告作成のブログの写しの全部」

(ロ) 本件行政文書3の「原告作成のツイッターのハンドルネーム、原告作成のツイッターの内容がわかる部分、原告作成のツイッターの写しの全部」

(ハ) 本件行政文書4の「原告作成のブログの名称、原告作成のブログの内容がわかる部分、原告作成のブログの写しの全部」

(リ) 本件行政文書5の「原告作成のブログの内容がわかる部分」

イ 次に掲げる部分（以下「本件情報2」という。）

本件行政文書2及び本件行政文書5の「原告の住所又は居所がわかる情報（警察署名及び地名）」

ウ 次に掲げる部分（以下「本件情報3」という。）

(イ) 本件行政文書2の「警部補以下の階級にある警察職員の性別及び身体的特徴」

(リ) 本件行政文書5の「警部補以下の階級にある警察職員の性別」

② 不開示とした理由

個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであり、同号ただし書イ、ロ及びハの

いずれにも該当しないものであるため。

3 条例第7条第3号該当性について

実施機関は、条例第7条第3号に該当するとして、本件情報を不開示としており、審査請求人は、本件情報1及び本件情報2について、条例第7条第3号ただし書イに該当する旨を主張しているので、以下、本件情報の同号該当性について検討する。

(1) 条例第7条第3号該当性について

① 条例第7条第3号本文の趣旨

ア 条例第7条第3号本文は、不開示情報として、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるものとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」と規定している。

イ このうち、「(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)」の趣旨は、当該情報単独では特定の個人を識別することができないが、他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができるものについても、個人識別情報として不開示情報とするものであり、照合の対象となる「他の情報」としては、公知の情報や、図書館等の公共施設で一般に入手可能なものなど一般人が通常入手し得る情報が含まれるものである。

ウ 次に「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」の趣旨は、特定の個人を識別できない個人情報であっても、個人の人格と密接に関連したり、公にすれば財産権その他の個人の正当な利益を害するおそれがあると認められるものがあることから、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある場合については、不開示情報とするものである。

② 条例第7条第3号ただし書の趣旨

条例第7条第3号ただし書は、同号本文に該当する情報であっても、個人の権利利益を侵害せず不開示とする必要のないもの及び個人の権利利益を侵害しても開示することの公益が優越するため開示すべきものについては、例外的に開示することとし、同号ただし書イからハまでにおいて当該情報を規定しているが、このうち、ただし書イの趣旨は次のとおりである。

ア ただし書イは、「法令若しくは他の条例の規定により又は慣行として公にさ

れ、又は公にすることが予定されている情報」と規定している。

イ この中で、「慣行として」とは、公にすることが慣習として行われていることを意味するが、慣習法としての法規範的な根拠を要するものではなく、事実上の慣習として公にされていること又は公にすることが予定されていることで足りるものである。他方、当該情報と同種の情報が公にされた事例があったとしても、それが個別的な事例にとどまる限り、「慣行として」には当たらないものである。

ウ さらに、「公にされている情報」とは、当該情報が、現に公衆が知り得る状態に置かれていれば足り、現に公知（周知）の事実である必要はないものである。また、過去に公にされたものであっても、時の経過により、開示請求の時点では公にされているとは見られない場合があり得るものである。したがって、利害関係人に限定して閲覧等が認められている情報及び過去の一定の期間に限って公表された情報は、これに含まれないものである。

(2) 本件情報 1について

① 条例第 7 条第 3 号本文該当性

ア 本件情報 1 は、実施機関が、本件対象訴訟に係る証拠説明書、乙号証等を青森地方裁判所へ提出するに当たり、稟議用文書として作成した本件行政文書 1、本件行政文書 3 及び本件行政文書 4 並びに本件対象訴訟において、原告が準備書面として同裁判所に提出した本件行政文書 5 に記載されている原告作成のブログ又はツイッターに関する情報である。

イ なお、本件情報 1 として、本件行政文書 1、本件行政文書 3、本件行政文書 4 及び本件行政文書 5 には、次のとおり原告作成のブログ又はツイッターに関する情報が記載されている。

- (ア) 本件行政文書 1 及び本件行政文書 4 には原告作成のブログの名称及びブログの内容の一部が記載され、ブログの写しの一部が添付されている。
- (イ) 本件行政文書 3 には原告作成のツイッターのハンドルネーム及びツイッターの内容の一部が記載され、ツイッターの写しの一部が添付されている。
- (ウ) 本件行政文書 5 には原告作成のブログの内容の一部が記載されている。

ウ また、本件情報 1 のうち本件行政文書 1、本件行政文書 3 及び本件行政文書 4 に記載されている情報は、匿名のブログ又はツイッターに係る情報であるが、実施機関において、それらの中に記載されている情報を詳細に検討した結果、本件対象訴訟の原告に関する情報であると判断し、原告が作成したブログ又はツイッターとして特定したものである。

エ ただし、本件情報 1 のうち、実施機関が「原告作成のブログの名称」として不開示とした部分については、当該部分は、原告がブログを作成するに当たり利用した「サービスサイト」の名称のことであり、これを開示したとしても、

特定の個人を識別することができる情報とは認められない。よって、当該情報は、「個人に関する情報」に該当しないため、条例第7条第3号本文に該当するとは認められない。

オ 一方で、本件情報1は、実施機関が本件対象訴訟の原告が作成したブログに関する情報であると特定して裁判所に提出した情報であるので、「原告作成のブログの名称」以外の情報は、原告の「個人に関する情報」であり、かつ、「特定の個人を識別することができる情報」であると認められる。

カ 以上から、本件情報1のうち、「原告作成のブログの名称」は、条例第7条第3号本文に該当せず、当該部分以外の部分は「個人に関する情報」であり、かつ、「特定の個人を識別することができる情報」に該当すると認められるので、同号本文に該当する。

② 条例第7条第3号ただし書イ該当性

ア 当該ブログ等の閲覧状況等

(ア) 審査請求人は、本件情報1について、「インターネットWEB上の閲覧の制限がないサイトにおける原告作成のブログであり、ツイッターである」、「既に自らが、公にしており、なんら個人の権利利益を害するものではない」などを理由として、条例第7条第3号ただし書イに該当する旨を主張している。

(イ) 当該ブログ等については、その取得及び閲覧状態に関し、実施機関に説明を求めたところ、実施機関は、取得については、「原告の主張に用いられている多くの単語を用いて検索エンジンに入力し、表示された多くの検索結果の内容を一つ一つ検証する作業を繰り返し、訴状内容と類似した内容を記載しているブログの確認に至った」等と、閲覧状態については、「平成26年3月7日、実施機関において、インターネットパソコンにより「原告のブログ等」の閲覧を試みたところ、ツイッター等が閲覧できないことを確認している」と説明している。なお、閲覧できないことを確認しているツイッター等は、原告作成のツイッター及び原告作成のブログのうち本件行政文書4の11枚目に名称が記載されているブログである。

(ウ) よって、当該ブログ等については、実施機関が取得した時点においては、閲覧に特段の制限はなかったものと認められる。しかし、少なくとも平成26年3月7日時点では、上記ツイッター等が閲覧できない状態にあることが認められるが、本件開示請求時点において、一般的に閲覧可能であったことを示す資料は提供されていない。よって、これらのツイッター等は公の情報であると認めることはできない。

イ 当該ブログが原告作成のものであることは公の情報であるか

(ア) 一方、上記閲覧できないツイッター等を除く当該ブログがインターネット上で公開されていたとしても、上記のとおり、本件において、当該ブログは、実施機関において本件対象訴訟の原告が作成したものと特定され証拠提出さ

れているものであるから、これらが公の情報であると言うためには、「本件対象訴訟の原告が作成したものであること」までが公になっていることが必要となる。

しかし、当該ブログは匿名のブログであって、作成者が本件対象訴訟の原告であることを標榜するものではない。上記のとおり、実施機関も、これらを本件対象訴訟の原告作成のものであると特定するまでには、相当の作業を繰り返す必要があったとしているところである。

- (イ) さらに、原告自身も、本件行政文書5において「わたくし個人のブログであり ツイッターであり 今回の裁判と関係がないと思います」と述べ、本件訴訟において自己のものとして当該ブログを公表されたくなかった旨を述べているところである。
- (ウ) よって、当該ブログがインターネット上で公開されていたからと言って、原告作成のものであるということまでもがインターネット上で公開されていたと認めることはできない。
- ウ 以上から、本件情報1（「原告作成のブログの名称」を除く。）は、条例第7条第3号ただし書イに該当しない。

(3) 本件情報2について

① 条例第7条第3号本文該当性

ア 本件情報2は、原告提出の書面に記載された警察署名及び地名であるが、これを開示した場合、本件処分において既に開示した情報と照合することにより、原告が当該警察署管内又は周辺に居住していることが推測される。よって、本件情報2は、原告の居所に関する情報であるので、「個人に関する情報」であり、かつ、「特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」に該当すると認められる。

イ 以上から、本件情報2は条例第7条第3号本文に該当する。

② 条例第7条第3号ただし書イ該当性

ア 審査請求人は、本件情報2について、「「公にされている情報」である。警察署名及び地名は個人情報ではなく警察署名及び地名である。」と主張しているが、①で述べたとおり、当該情報は個人に関する情報である。

イ 以上から、本件情報2は、条例第7条第3号ただし書イに該当しない。

(4) 本件情報3について

条例第7条第3号本文該当性

- ア 本件情報3は、原告提出の書面に記載された警察職員の性別及び身体的特徴であるが、不開示と判断した理由について、実施機関に説明を求めたところ、実施機関は、当該情報は、開示することとした場合、関係者等の一定の範囲の者において知り得る情報と照合すれば、該当する個人が特定され、当該個人又は家族に誹謗中傷、嫌がらせなどの危害が及ぶおそれがある旨を説明している。
- イ しかしながら、本件情報3を開示したことにより、関係者等が当該警察職員を特定したとしても、そこで判明するのは、当該警察職員が本件訴訟の原告に応対したという事実に止まる。これによって当該警察職員の権利利益が害されるとは認められない。よって、本件情報3は、「公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」に該当するとは認められない。
- ウ よって、本件情報3は、「個人に関する情報」であるが、「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」に該当しないと認められる。
- エ 以上から、本件情報3は条例第7条第3号本文に該当しない。

4 結論

以上のとおり、本件情報1及び本件情報3には条例第7条第3号に該当しない情報が含まれており、当該情報を開示することが妥当であるが、その余の情報は不開示とすることが妥当である。よって、第1のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過の概要は、別記のとおりである。

別記

審査会の処理経過の概要

年 月 日	処 理 内 容
平成25年10月25日	・ 諒問実施機関からの諒問書を受理した。
平成25年12月11日	・ 諒問実施機関からの理由説明書を受理した。
平成26年1月8日	・ 審査請求人からの反論書を受理した。
平成26年1月24日 (第39回審査会)	・ 審査を行った。
平成26年2月21日 (第40回審査会)	・ 審査を行った。
平成26年3月4日	・ 諒問実施機関からの意見書を受理した。
平成26年3月14日 (第41回審査会)	・ 審査を行った。
平成26年3月26日	・ 諒問実施機関に対する照会について、諒問実施機関からの書面を受理した。
平成26年4月18日 (第42回審査会)	・ 審査を行った。
平成26年5月13日	・ 諒問実施機関に対する照会について、諒問実施機関からの書面を受理した。
平成26年5月16日 (第43回審査会)	・ 審査を行った。
平成26年6月9日	・ 諒問実施機関に対する照会について、諒問実施機関からの書面を受理した。
平成26年6月20日 (第44回審査会)	・ 審査を行った。

(参考)

青森県情報公開・個人情報保護審査会委員名簿（五十音順）

氏 名	役 職 名 等	備 考
石岡 隆司	弁護士	会長
一條 敦子	ふれ～ふれ～ファミリー代表	
大矢 奈美	公立大学法人青森公立大学経営経済学部准教授	
河合 正雄	国立大学法人弘前大学人文学部講師	
竹本 真紀	弁護士	会長職務代理者

(平成26年7月2日現在)